

第18号

ごみ減量トレンディ



ご家庭で眠っている食器があり、処分を検討されておりましたら、ぜひ、お譲りください！
不要な方から必要な方へ食器を配布し利用させていただきます。

食器の回収

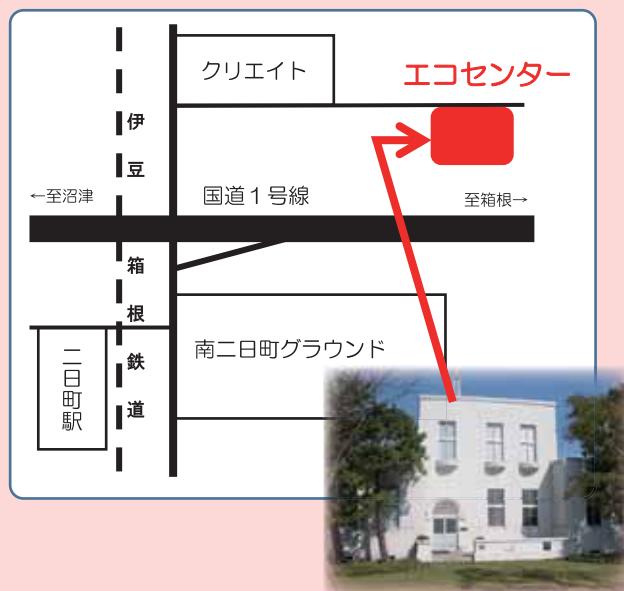
◆場所：エコセンター（旧三島測候所）
東本町2-5-24 ※駐車場4台

◆日時：9/30（土）、10/1（日）、7（土）、8（日）
・10:00～12:00（午前）
・13:30～16:00（午後）

10/3（火）～10/6（金）
・13:30～16:00（午後のみ）

【回収対象】

- ◆材質：陶器、磁器、ガラス製
 - ◆種類：皿、茶わん、グラスなどの食器全般
 - ◆状態：新品または、未使用品（自己申告制）
- ※使用済みのものは原則、対象外になります。



譲っていただいた食器を、必要な方へ配布する「もったいない食器市」を開催します！
もったいない食器市の情報は次ページをご覧ください！

★もったいない食器市を開催します!

不要な方から必要な方へお譲りする「もったいない食器市」を市とごみ減量アドバイザーの方々との協働で開催します。

※ごみ減量アドバイザー…ごみの減量やリサイクルに関し自ら又は市と協働で周知啓発活動を行うボランティア



錦田公民館文化祭

場 所：錦田公民館（谷田並木973-1）

開 催 日：平成29年10月28日（土）

開催時間：10：30～14：30予定

ごみの出し方・分け方等に関するよろず相談所も同時開設します！



中郷文化プラザまつり

場 所：中郷文化プラザ（梅名353-1）

開 催 日：平成29年11月11日（土）

開催時間：10：30～14：30予定

ごみの出し方・分け方等に関するよろず相談所も同時開設します！



※食器がなくなり次第、終了となります。

※お持ち帰りいただける食器は1世帯5枚（組）までとさせていただきます。詳細は現地でご確認ください。

※エコセンターでの食器の集まり具合によっては、開催内容を変更（中止を含む）する場合がございます。

※もったいない食器市では不要となった食器の回収は行いません。

なぜ？ もったいない食器市を開催するの？



●最終処分場の現状

左の写真は、市の最終処分場（第3埋立地）です。ごみを燃やして出た灰（焼却灰）やリサイクルが難しい陶器やガラスなどを埋め立て処分しています。

しかし、現在、埋め立てられる残りの量は10%程度しかなく、焼却灰等の全量をそのまま埋め立てると、あと3年以内で満杯になってしまいます。

●延命化への対策

そこで市では、最終処分場の延命化を図るため、多額の経費（平成28年度は約8,000万円）をかけ、焼却灰等の一部を県外に搬出しています。

★ 「もったいない食器市」を開催することで、不要となった、普段ならそのままごみとして埋め立てられてしまう食器が、必要な方に利用されます。それにより、埋め立てごみが減り、最終処分場の延命化につながります！

集積所からのごみの持ち去り禁止が条例化されます!

平成30年1月1日から、ごみ集積所に出されたごみを持ち去ることが条例で禁止されます。全国的にごみの持ち去り行為が問題になっており、市内でも同様に発生していることから、その対策として「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に集積所からごみを持ち去ることを禁止する規定などを追加します。

どのような内容を禁止するの？

- ① 市が収集するために集積所に出された**全てのごみ**は、市又は市が委託した者以外の者が収集・運搬（持ち去り）することを禁止します。

※自治会役員や環境美化推進員、ごみ当番の方などが、ルール違反ごみを分別して出し直すために集積所から移動させる場合は、禁止の対象外とします。

- ② 自治会や子供会などが集団回収を行うために集積所に出された**資源物**は、集団回収を実施する団体又は団体が委託した者以外の者が収集・運搬することを禁止します。

※市が収集するために集積所に出されたごみを集団回収用として持ち去ることは、条例違反となりますので、ご注意ください。

違反したらどうなるの？

- ① 持ち去りの中止や原状回復、収集・運搬の禁止を命令されます。

- ② 禁止命令に違反した場合には、**氏名や住所など**が公表されます。

- ③ 禁止命令に違反した場合には、**20万円以下の罰金**が科せられます。

さらに、対象者が使用者である場合には、**雇用している事業者又は雇用者**にも**20万円以下の罰金**が科せられます。



市民の皆さまへのお願い

市の収集で使用している車両には「**三島市**」又は「**三島市収集業務委託車**」と掲示してあります。

ワンボックスカーなどの乗用車や「**三島市**」等の掲示がない軽トラックなどで収集することはありませんので、それらの不審な車両や怪しい人物を見かけた場合は、**廃棄物対策課（清掃センター）**まで情報提供をお願いします。



三島市廃棄物対策課（清掃センター）☎971-8993

ご協力よろしくお願いします。



今後の少量排出事業者制度のゆくえ

● 少量排出事業者制度とはどのような制度なの？

少量排出事業者制度は、事業活動に伴い生じるごみの処理にかかる三島市独自の制度です。現在、三島市では、**1回のごみ排出量（事業系一般廃棄物に限る）が10kg以下**の事業者は、自治会長や町内会長の承認を得たうえで所定の届出書を市に提出することで、地域の集積所にごみを排出することができ、市による収集・運搬・処分によりごみを処理することができます。

● 少量排出事業者制度は何が問題なの？

- ① 少量排出事業者制度は、制定から20年以上が経過し、廃棄物処理法や市の条例で定める「事業者自らの責任による事業系ごみの適正処理の原則」に即していません。
- ② 現行の制度では、ごみ処理費用の上乗せが無い比較的安価な家庭用ごみ袋での排出が可能なため、ごみの減量に向けた経済的動機付けが働く、三島市のごみ処理量が多い一因となっていると考えられます。
- ③ 少量排出事業者と清掃センターに直接ごみを搬入し手数料を納付している事業者等との間で、費用負担の公平性を欠く状況にあります。

● 三島市廃棄物処理対策審議会からはどういう答申があったの？

市の諮問機関である三島市廃棄物処理対策審議会に今後の制度の在り方について諮問したところ、約1年間の審議を経て下記のとおり答申がありました。（答申日：平成29年3月27日）

答申内容

- ごみ処理費用を上乗せした事業者用ごみ袋等での排出を義務づけた上で、地域の集積所にごみを排出できる制度を継続するよう、制度を改正すべきである。
(20ℓ袋…40円／枚、30ℓ袋…60円／枚、45ℓ袋…90円／枚)
- 制度改正の時期については、十分な周知活動を行った上で、平成30年4月1日の施行を目途に条例改正等の手続きを進めることが適当である。

● 市民や事業者へはどのように周知しているの？

審議会からの答申を受け、市では7月から9月にかけて、社会福祉会館や公民館など市内4箇所で計16回の説明会を開催しました。

説明会には多くの市民や事業者の皆さんにご来場いただき、多数のご意見やご質問をいただきました。



【説明会の様子】

● 少量排出事業者制度は今後どうなるの？

今後市では、審議会からの答申内容を踏まえ、説明会で頂いたご意見やご質問を精査した上で、条例改正案を市議会に提出し審議していただく予定です。

その結果については、市の広報誌やホームページ、商工会議所の情報誌等に掲載するほか、制度に直接関係する事業者や自治会（町内会）の皆さんに対しては、再度説明会を開催するなどの方法で、制度の改正内容や改正後の手続き方法等についてお知らせします。

【発行者】

〒411-0000 三島市字賀茂之洞 4703番地の94 三島市環境市民部廃棄物対策課（清掃センター）
TEL: 971-8993 FAX: 971-8994 メール: haitai@city.mishima.shizuoka.jp